

## ○ 再調査の請求書の記載要領

再調査の請求書には、再調査の請求に係る処分の内容、再調査の請求に係る処分があったことを知った年月日、再調査の請求の趣旨及び理由、再調査の請求の年月日などを記載しなければなりません。

なお、連結親法人が受けた連結納税に係る更正処分等に対する再調査の請求は、連結親法人が行うことに注意してください。

以下、再調査の請求書用紙に沿って記載方法を説明します。

- 1 「①\_\_年\_\_月\_\_日」欄  
再調査の請求書の提出年月日を記載してください。
- 2 「②\_\_税務署長殿、\_\_国税局長殿」欄  
再調査の請求書を提出する行政機関の長を記載してください。
- 3 「③住所又は所在地（納税地）」欄  
再調査の請求をしようとする方の住所又は法人の所在地を記載してください。  
住所又は所在地と納税地が異なる場合には、上段に住所又は所在地を、下段に納税地を括弧書で記載してください。
- 4 「④（フリガナ）氏名又は名称」欄、「⑤個人番号又は法人番号」欄及び「⑥総代又は代表者」欄
  - (1) 個人の場合には、④欄に氏名を記載し、押印した上で、⑤欄に個人番号を記載してください。なお、総代を互選している場合には、⑥欄に総代の住所又は居所及び氏名を記載し、総代の印を押すとともに、総代選任書を必ず添付してください。  
また、「総代選任書」については、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】に掲載されておりますので御利用ください。  
なお、請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
  - (2) 法人の場合には、④欄に名称を、⑤欄に法人番号を、⑥欄に代表者の住所又は居所及び氏名を記載し、代表者の印を押してください（④欄に会社印を押す必要はありません）。  
なお、連結親法人が受けた連結納税に係る更正処分等に対する再調査の請求の場合には、名称の前に「連結親法人」と記載してください。
  - (3) 氏名又は名称には、フリガナを付けてください。
  - (4) 再調査の請求書(次葉)の右上にも「再調査の請求人の氏名又は名称」欄がありますので、必ず記載してください。
- 5 「⑦代理人」欄  
代理人が選任されている場合には、その方の住所又は居所若しくは所在地及び氏名又は名称を記載し、代理人の印を押すとともに、委任状を必ず添付してください。  
なお、「委任状」については、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】に掲載されておりますので御利用ください。  
また、氏名又は名称には、フリガナを付けてください。
- 6 「⑧原処分庁」欄  
再調査の請求の対象とする更正処分等（原処分）の通知書に表示されている行政機関の長が税務署長又は国税局長の場合には、「（ ）税務署長」又は「（ ）国税局長」の欄に記載してください。それ以外の場合には「その他（ ）」に記載してください。  
なお、次の点に御注意ください。
  - (1) 原処分の通知書に「国税局の職員の調査に基づいて行った」旨の記載がある場合には、その国税局長が原処分庁となりますから「〇〇国税局長」と記載してください。
  - (2) 登録免許税の納税告知処分の場合には、「〇〇税務署長」と記載してください。
- 7 「⑨原処分日等」欄
  - (1) 上段には、「⑩原処分名等」欄に記載する処分の通知書に記載されている年月日を記載

してください。

- (2) 下段には、「⑩原処分名等」欄に記載する処分の通知書の送達を受けた年月日を記載してください。

なお、処分の通知書の送達を受けていない場合は、処分があったことを知った年月日を記載してください。

#### 8 「⑩原処分名等」欄

- (1) 「税目」欄は、再調査の請求に係る処分の税目の番号（税目が複数あれば該当する全ての番号）を○で囲んでください。

なお、番号「1」から「8」まで並びに「10」及び「11」以外の税目等の場合には、番号「9」を○で囲み（ ）内に税目等を記載してください。

〔税目が「9」の場合の記載例〕

- ・ 徴収関係
- ・ 酒税
- ・ 印紙税
- ・ 登録免許税

- (2) 「原処分名」欄は、税目ごとに再調査の請求に係る原処分名の番号を○で囲んでください。

イ 税目が「1」から「9」の場合で該当する原処分名が掲げられていない場合は、「6その他（ ）」の番号を○で囲み（ ）内に原処分名を記載してください。

〔（ ）内の記載例〕

- ・ 不動産の差押え
- ・ 債権の差押え
- ・ 納税者○○○に係る第二次納税義務の告知

ロ 「加算税」については各加算税の種類の記事を○で囲んでください。

- (3) 「対象年分等」欄は、「原処分名」欄において○で囲んだ原処分名ごとに対象年分、対象月分、対象事業年度、対象課税期間等を記載した上、「税目」欄において○で囲んだ再調査の請求に係る処分の税目の番号を括弧で記載してください。

なお、対象年分等が複数の場合は、それぞれ記載してください。

〔記載例〕

- ・ 申告所得税の場合……平成○年分（1）
- ・ 申告所得税及び復興特別所得税の場合……平成○年分（1、2）
- ・ 平成○年分の申告所得税並びに平成×年分の申告所得税及び復興特別所得税の場合……平成○年分（1）、平成×年分（1、2）
- ・ 源泉所得税の場合……平成○年○月～平成○年○月分（10）
- ・ 源泉所得税及び復興特別所得税の場合……平成○年○月～平成○年○月分（10、11）
- ・ 平成○年○月から平成○年○月までの源泉所得税並びに平成×年×月から平成×年×月までの源泉所得税及び復興特別所得税の場合……平成○年○月～平成○年○月分（10）、平成×年×月分～平成×年×月分（10、11）
- ・ 法人税の場合……平成○年○月○日～平成○年○月○日事業年度分（3）
- ・ 法人税及び復興特別法人税の場合……平成○年○月○日～平成○年○月○日事業年度分（3、4）
- ・ 平成○年分の法人税並びに平成×年分の法人税及び復興特別法人税の場合……平成○年○月○日～平成○年○月○日事業年度分（3）、平成×年×月×日～平成×年×月×日事業年度分（3、4）
- ・ 相続税の場合……平成○年○月○日相続開始（7）
- ・ 消費税及び地方消費税の場合……平成○年○月○日～平成○年○月○日課税期間分（6）

#### 9 「⑪再調査の請求の趣旨」欄

再調査の請求の対象とする処分の取消し等を求める範囲について、番号「1」から「3」までのうち該当する番号を○で囲み、「2：一部取消し」又は「3：変更」の場合には、そ

の求める範囲を具体的に記載してください。

〔記載例〕

- ・「2：一部取消し」の場合

初葉記載の所得税の平成〇年分の更正処分のうち所得金額△△円を超える部分に対応する税額に係る更正処分の取消し及びこれに伴う〇〇加算税賦課決定処分の取消しを求める。

- ・「3：変更」の場合

初葉記載の贈与税の延納条件を2年とする処分を3年へ変更することを求める。

#### 10 「⑫再調査の請求の理由」欄

原処分の全部又は一部の取消し等を求める理由をできるだけ具体的に、かつ、明確に記載してください。なお、この用紙に書ききれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。

〔申告所得税の場合の記載例〕

- ・私は、土地家屋を平成〇年〇月〇日に譲渡したので、租税特別措置法第35条第1項の特別控除の規定を適用して所得税の確定申告書を提出したが、A税務署長は、当該規定の適用は認められないとして更正処分等を行った。これは、次のとおり事実を誤認したものである。

(以下、主張する事実関係を詳しく記載してください。)

〔源泉所得税の場合の記載例〕

- ・B税務署長は、外注先甲に対する支払が所得税法第183条第1項の給与等に該当するとして源泉所得税の納税告知処分をしたが、この処分は次の理由により法律の適用誤りである。

(以下、適用誤りとされる理由を詳しく記載してください。)

〔相続税の場合の記載例〕

- ・私は、相続により取得したゴルフ会員権の価格を〇〇〇円と評価して相続税の申告をしたが、C税務署長はこれを△△△円と評価して更正処分等を行った。しかしながら、これは次のとおり評価を誤ったものである。

(以下、誤った評価とされる理由を詳しく記載してください。)

〔消費税及び地方消費税の場合の記載例〕

- ・D税務署長は取引先乙に支払った手数料の金額が、消費税法第30条第1項に規定する仕入税額控除の対象と認められないとして更正処分を行った。しかしながら、この手数料については、次の理由により、仕入税額控除の対象とされるべきである。

(以下、対象とされる理由を詳しく記載してください。)

#### 11 「⑬添付書類等」欄

代理人が選任されている場合の委任状、総代を互選している場合の総代選任書、再調査の請求の趣旨及び理由を計数的に説明する必要から添付する資料がある場合には、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

また、その他の資料を添付する場合には、番号「4」を○で囲んだ上、( )内に添付する書類名を具体的に記載してください。

#### 12 「⑭原処分があったとき以後に納税地の異動があった場合」欄

原処分があったとき以後に納税地の異動があった場合は、再調査の請求の対象とする更正処分等(原処分)の通知書に表示されている行政機関名を記載するとともに、原処分を受けた時の納税地について記載してください。

#### 13 「⑮不服申立期間経過後に、再調査の請求をすることとなった理由」欄

処分の通知書の送達を受けた日(処分の通知書の送達を受けていない場合は、処分があったことを知った日)の翌日から起算して3月を経過した後、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後に再調査の請求をすることに正当な理由がある場合には、その理由を記載してください。

なお、正当な理由がないと認められる場合には、再調査の請求は不適法なものとして却下されることとなります。